

職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究

（普通課程）機械分野

【 調査研究概要 】

分 野：職業能力開発の実践に必要な調査研究

担当室名：教材開発室

1. はじめに

職業能力開発促進法（以下「法」という。）に規定されている職業訓練基準（以下「訓練基準」という。）は、我が国の職業訓練の水準の維持向上のため、段階的かつ体系的に訓練が実施できるよう統一的に設定された指針であり、すべての訓練課程を対象としている。この訓練基準は広く公開され、多くの関係者や時代の潮流の評価を受けており、求職者の就業の促進に資するため、不断の見直しが必要である。

基盤整備センター教材開発室は、平成 18 年度から普通課程の普通職業訓練に係る訓練基準の分野別見直しを実施してきた。基礎研究会を立ち上げ、見直し案の基礎資料を作成し、省令改正のたたき台として厚生労働省に提出する。

本報は、令和 6 年度に実施された機械分野の訓練基準の見直しに係る基礎研究会の審議報告である。

2. 訓練基準について

訓練基準は、法第 19 条及び同施行規則（以下「規則」という。）第 10 条～15 条、同規則別表第 2～第 7 に定められている。その中で普通課程の普通職業訓練を規定する規則第 10 条、11 条及び規則別表第 2（以下「別表第 2」という。）は、普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに、訓練を実施する際に従うべき最低限の内容を示している。別表第 2 で定める各教科の訓練時間は、各科の総訓練時間の約 6 割であり、残り約 4 割については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由な裁量で教科や時間等の設定も可能となっている。別表第 2 を補完するものとして通達の「教科の細目」「設備の細目」「技能照査の基準の細目」の各細目がある。これらは、その細目を含め、都道府県が条例を策定する際の基準となるものである。

3. 見直しの分野と見直し範囲について

見直し対象分野は機械分野で、機械系の機械加工科、精密加工科、機械製図科及び機械技術科の 1 系 4 科で構成される。本分野は前回（平成 29 年度）見直しの際、18 系 42 科の中に含まれていたが、令和 2 年度から課題の多い分野を絞って対象とする選定方法に変更となり、今回詳細な見直しが可能となった。見直しの範囲は、訓練科毎の別表第 2、通達としての「教科の細目」「設備の細目」及び「技能照査の基準の細目」で審議においては厚生労働省が示す「見直し方針」に準拠する。

令和 6 年度は全国の訓練現場からの意見要望、関連法規や規格の改正に基づく見直しを行った。また、「教科の細目」に基づき訓練計画を策定するにあたり、参考となるよう「モデルカリキュラム」見直しを行った。

4. 審議の経過

基礎研究会は 4 回開催し、機械系 4 訓練科に係る「別表第 2」及びそれに基づく「教科の細目」「設備の細目」及び「技能照査の基準の細目」について、訓練を実施する施設から寄せられた見直しの意見や要望を 78 項目に整理して審議した。また、各細目に基づき「モデルカリキュラム」を審議した。

- ・第 1 回基礎研究会：「別表第 2」及び「教科の細目」を審議した。
- ・第 2 回基礎研究会：「教科の細目」の再審議、「設備の細目」及び「技能照査の基準の細目」を審議した。
- ・第 3 回基礎研究会：前回までの見直し案を確認し、「設備の細目」及び「技能照査の基準の細目」の再審議、「モデルカリキュラム」を審議した。
- ・第 4 回基礎研究会：最終確認を行った。

5. 見直しの論点と審議結果

主な見直しの論点と審議結果について以下に示す。

5-1 別表第 2

別表第2には、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲、教科、系基礎学科と実技及び専攻学科と実技ごとの時間数が定められており、変更の内容が機械系以外や厚生労働大臣認定教科書に影響が及ぶ場合がある。別表第2の審議の結果、現行のままで支障を来すまでではないと判断し、変更はしていない。

5-2 教科の細目

教科の細目には、教科と教科毎の時間数、教科を細分化した内容が定められている。

教科の細目の主な見直しとして、専攻学科「機械加工法」の細目の見直しを行った。専攻学科「機械加工法」の細目に「手仕上げ法」がある。これは、系基礎学科「機械工作法」の「仕上げ」と重複していると判断し、「手仕上げ法」を削除した。なお、機械技術科には元々「手仕上げ法」がない。

また、技能照査の基準の細目に「NC プログラミングについてよく知っていること。」があるが、それに該当する教科の細目がなかったため、「NC 加工」を細目に追加した。

表1 教科の細目例（抜粋）

訓練科		機械系 機械加工科	
教科の科目		訓練時間	教科の細目
系基礎学科	1 機械工学概論	30	機械要素、機構と運動、原動機、機械一般
	2 電気工学概論	20	電流と磁気、回路理論、電力と三相交流、電気機器

5-3 設備の細目

設備の細目は、教室等の面積や機器の数量などが定められていて、対象者やその人数により異なる。

機器などの数量については「30人を1訓練単位」、「50人を1訓練単位」としてそれぞれの数量が定められている。この1訓練単位の数とは、ある訓練で同時に受講する受講生の数である。例えば、20名定員の2科の訓練を合同で実施する場合、1訓練単位の数人は40人となる。また、定員が20名でも班分けにより10人ずつで別の訓練を実施する場合は、1訓練単位の数人は10人となる。見直しの結果として、普通旋盤は対象者による数の違いをなくし、1人に対し1台となる数量にした。また、数値制御旋盤は50人で1台となっていたが、訓練において主要な機械であるため、15人に1台程度の数とした。そのほか、機械加工科のパーソナルコ

ンピュータは、現行2人で1台となっているが、1人で1台とした。合わせて、2次元及び3次元CADソフト、CAD/CAMソフトについても1人で1台とした。

5-4 技能照査の基準の細目

技能照査の基準の細目は、学科の場合「・・・について知っていること」、実技の場合「・・・ができること」の表記で記述している。特に重要である項目については、「よく知っている」、「よくできる」としている。見直しの際に、技能照査の基準の細目に対応する教科の細目があるか確認した。現行で整合性が取れていない箇所は、教科の細目及び技能照査の基準の細目の両面から見直した。

5-5 モデルカリキュラム

基準の見直しに伴い、今回モデルカリキュラムの見直しを行った。モデルカリキュラムは訓練計画の参考となるもので基盤整備センターにより作成している。モデルカリキュラムは前回の基準の改正が反映されていなかったため、大幅な見直しとなった。また、機械技術科はモデルカリキュラムが作成されていなかったため新規作成した。

モデルカリキュラムの審議の際、訓練科目によっては順番を入れ替える案が挙がり、教科の細目にこれを反映させた。

6. 今後について

基礎研究会で作成した見直し案は、令和6年12月19日に厚生労働省へ提出した。令和7年2月20日に職業訓練基準の見直しに係る職業能力開発専門調査委員会（以下「専門調査委員会」という。）が厚生労働省にて開催され、提出した見直し案を基に審議が行われた。年度末にかけて専門調査委員会でもとめた結果に基づき厚生労働省で審議されたのち、各細目の改正について発出される。

基盤整備センターでは、各細目の改正が発出された後、ホームページに掲載している機械系4科の各細目について改正に基づき更新を行う予定である。また、モデルカリキュラムについても細目の改正を反映させ、更新を行う。

7. おわりに

これからも重要性が変わることのない職業訓練のため、訓練基準の不断の見直しが必要である。結語として、基礎研究会委員を始め、各都道府県の皆様に感謝申し上げる。